

情報公開条例等の制定状況に関する調査について

- 本調査は、地方公共団体における情報公開条例の制定状況等について3年に一度調査するもの。
- 都道府県47団体(100.0%)、政令指定都市20団体(100.0%)、市区町村1,719団体(99.9%)、一部事務組合740団体(48.7%)、広域連合99団体(89.2%)が情報公開条例等※¹を制定済み。
- 市区町村については前回調査時未制定団体であった、沖縄県北大東村が制定したことにより未制定団体が残り2団体となった。

調査内容: 地方公共団体における情報公開条例の制定状況を調査

調査時点: 平成26年10月1日 (前回調査: 平成22年10月1日)

調査対象: 都道府県(47団体)、政令指定都市(20団体)、市区町村(1,721団体)、一部事務組合(1,520団体)、広域連合(111団体)

※¹ 条例以外にも規則、規程、要綱等で定めている場合もある。

地方公共団体における情報公開条例等の制定状況

(単位: 団体)

	都道府県 (47団体)		政令指定都市 (20団体)		市区町村 (1,721団体)		一部事務組合 (1,520団体)	広域連合 (111団体)
		議会対象		議会対象		議会対象		
導入済団体数	47 (47)	47 (47)	20 (20)	20 (20)	1,719※ ² (1,727)	1,710 (1,715)	740 (623)	99 (101)
構成比	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	99.9% (99.8%)	99.4% (99.1%)	48.7% (39.6%)	89.2% (87.8%)

注) 括弧内は前年度調査(平成22年10月1日現在)

※² 未制定団体(北海道乙部町、福井県池田町)